

令和3年度
第2回逗子市下水道事業運営審議会

議事録

令和3年6月28日（月）開催

令和3年度 第2回逗子市下水道事業運営審議会
会議録

日時：令和3年6月28日（月）

午前10時～12時

場所：市役所5階第1会議室

出席者

委員

| | | | |
|---------|----|---------|-----|
| 小日向 孝 夫 | 委員 | 小 曾 利 男 | 委員 |
| 田 村 佳代子 | 委員 | 鎌 田 素 之 | 会 長 |
| 太 田 康 | 委員 | | |

事務局

| | | |
|---------|-----------|------|
| 芳垣担当部長 | 須田環境都市部次長 | |
| 須田下水道課長 | 青木担当課長 | |
| 船田副主幹 | 小上馬係長 | 小田主事 |

欠席者

| | | | |
|---------|----|---------|----|
| 佐 藤 浩 子 | 委員 | 桜 井 宏 美 | 委員 |
|---------|----|---------|----|

傍聴者

なし

配付資料

審議会次第

資料1：第1回審議会における質問等

資料1-2：新型コロナウイルスによる世帯収入の影響について

資料1-3：「広報ずし」5月号（抜粋）

資料1-4：経費回収率

司会（須田課長）

皆さん、大変お待たせいたしました。会長へ連絡がつかないもので、会長が来るまでの間、職務代理者の小曾委員に会長代行をお願いしたいと思います。

それでは、下水道事業運営審議会をたゞいまより開催させていただきます。恐れ入りますが、着席にて進行させていただきます。

現在傍聴者はありませんが、希望者がございましたら、その都度入室を許可したいと思います。

なお、本日の審議会につきましては、会議は録音させていただきますとともに、全て情報公開の対象になることをあらかじめ御承知おきください。

それでは、続きまして資料の確認をさせていただきます。事前に郵送させていただきました資料は、審議会の次第、資料1第1回審議会における質問等、資料1-2新型コロナウイルスによる世帯収入の影響について、資料1-3「広報ずし」5月号の抜粋、資料1-4経費回収率。資料の配付漏れはございませんでしょうか。

本日の出席委員につきまして御報告をいたします。本日の出席委員は、たゞいま4名となっております。桜井委員は事前に欠席の御連絡をいただいております。2名の委員が参加されましたら、その時点で出席を許可するものといたします。

返子市下水道事業運営審議会条例第5条の規定により、7名のうち本日4名ですので、会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、ここからの進行につきまして、審議会条例第4条第2項の規定により会長にお願いするところですが、職務代理者をお願いしたいと思います。

小曾職務代理

突然の話なので、何分にも準備不足ということもあるかもしれませんが、その点は御容赦願いたいと思います。

それで、資料1なのですが、前回第1回審議会における各委員からの非常に重要な問い合わせをまとめてあります。それについての回答を事務局からよろしくお願ひします。

小田主事

座ったまま説明させていただきます。前回の諮問時に保留となった事項や御意見について、回答させていただきます。

まず1点目として、生活困窮者への対応について御意見がありました。大きく分けて、市民生活の実態を把握するための指標の提示を求める御意見、生活困窮者へのサポート体制についての御意見をいただきました。市民生活の実態を把握するための指標につきましては、お配りしている資料1-2を用いて御説明いたします。市民生活の実態を、子育て、社会生活、税金の観点から調査いたしました。子育てでは令和2年度にひとり親世帯臨時特別給付金を支給しましたが、新型コロナウイルス感染症に伴い家計が急変した世帯は受給者全体520件のうち5件でした。また、新型コロナウイルス感染症に関連した保育料の

滞納及び猶予に関する相談件数は、令和2年度中0件でした。その他、子供のための食料支援や要保護及び準要保護児童・生徒援助事業において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたという方が若干名いらっしゃいました。

続いて社会生活では、生活保護世帯数の件数、社会福祉協議会に寄せられた生活困窮者自立支援制度に関する新規相談受付件数、県営水道が行っている上下水道料金の支払い猶予件数を調査しています。生活保護世帯数は、新規申請件数について令和2年度は令和元年度と比較して26件減少しています。令和3年5月末時点での保護受給世帯数を比較すると、5件の増加となっており令和2年度中に生活保護世帯が急増したことは示されていません。

それに対し、生活困窮者自立支援制度に関する新規相談の受付件数は、令和元年度と比較して倍以上になっております。これらの相談については、社会福祉協議会で内容に応じた支援を案内しています。

続いて、神奈川県営水道が行っている上下水道料金の支払い猶予について、令和2年度の申請件数は6件となっています。なお、この件に関して下水道課窓口相談に来られた件数は5月末時点で0件となっています。

次に、税金の納付状況について御報告いたします。まず参考に失業率についてお示ししますが、総務省の統計によりますと年平均が全国的に見て微増しております。

続いて市税の納付状況を御覧ください。令和2年度と令和3年度を比較すると、総所得は増加しております。総所得の主な要素別に見ますと、給与所得、公的年金等所得は増加しています。それに対し、営業所得は減少しておりますが、これには申告期限延長分の約1,000件が含まれておらず、この申告結果によって営業所得が増加する可能性がございます。

その他、令和2年度中に市税の徴収猶予を行いました。件数は135件でそのうち新型コロナウイルス感染症のための特例を受けたものは113件あり、猶予全体の80%以上が特例措置となっています。

続いて、生活困窮者へのサポート体制について、資料1-3を用いて御説明いたします。まず「広報ずし」5月号の抜粋記事になりますが、市では生活困窮者に対し、生活保護はもちろん生活保護に至らないまでの困窮者に対して、これらの支援を用意し、市民の目に触れるようきちんと広報しています。また「広報ずし」のほか、市ホームページでは神奈川県の水道料金の減免制度のページへリンクを貼付するなど、市の支援以外も周知を行っています。

続いて参考としてですが、水道料金の減免制度の見直しにより、神奈川県営水道では生活保護費に水道料金相当額が含まれていることから、平成27年4月から生活保護受給世帯への減免を廃止いたしました。この判断に従って、県内自治体の多くが生活保護受給世帯への減免を廃止していますが、本市におきましては生活保護受給世帯への減免を廃止して

おらず、継続しています。今回の使用料改定後も継続的に市民の経済状況を調査し、今後数値が大きく変動するようであれば、下水道課として生活困窮者支援のための別の対応を検討してまいります。

次に説明方法として、経費回収率を使用することに対する御指摘をいただいております。前回御説明したとおり、経費回収率は支出のうち汚水処理にかかった費用を使用料でどの程度賄えているかを示すため、年度中の支出によって左右されてしまいます。しかし、経費回収率は健全な経営ができているかを示す指標であり、経営戦略によって将来にわたる収支計画を策定したことで、推計値を算出できるようになりました。今回の改定の目標の一つでもある赤字解消ができるかをはかるためには、経費回収率の使用が必要であると考えています。

また、改定後の令和4年度の経費回収率が令和元年度実績値より下がってしまっているのかという御指摘もいただきました。資料1-4を御覧いただきますと、令和2年度以降の数値について、最新値を用いて算出し直したものをグラフでお示ししています。本市の経費回収率は、毎年70%前後に位置していましたが、平成30年度は打切決算の影響があり、前年より下がっています。それに対し、前回配付しました資料1に記載の令和元年度数値は85.1%と、例年を大きく上回っています。これは、減価償却費に対する収入としている長期前受金戻入が大きかったため、その分使用料で回収すべき費用が減ったことが起因しています。最新の実績値である令和2年度の数値を御覧ください。例年どおりの数値である70%台に落ち着いています。このため、今後の説明に関しては、外れ値である元年度ではなく、最新の数値である令和2年度の72.5%を使用して行っていきます。

なお、補足になりますが、令和3年度は予算額で算出しているため66.7%、令和4年度は7月からの改定になるため77.9%、令和5年度は改定後12か月分徴収できるため84.2%、それ以降の収支は現状のところ使用料改定を見込んだものとなっておりますので、人口減少に伴って使用料収入が減少し、経費回収率も減少傾向となっております。しかし、今後維持管理費や建設費用に係る企業債償還利子の増加が見込まれる中、経営状況などを加味して、その都度使用料の適正性について検討していく必要があります。

最後に、改定時期についていただいた御意見ですが、市の各種指標から示されたとおり、資料1-2の数値等からは市民全体が新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることは多くはうかがえませんでした。確かに生活状況が逼迫している家庭もあるとは思われます。生活困窮者への支援は、市全体を見ると多岐にわたって用意されており、これらの制度を周知するとともに、より適切な支援を受けられるよう、生活困窮時の相談窓口となっております社会福祉協議会を案内するなど、丁寧に対応していきたいと考えております。

さらに諮問時に御説明しましたように、今回の事務局の改定案では平均改定率25.59%と率だけで見ると高くなってしまいますが、実際に改定後の料金を見てみると、1月20[㎥]

当たり2,147円であり、県内自治体平均2,235円よりも低い金額です。また、本来であれば全ての水量ランクで一律に25.59%上げるべきところを、基本使用料を含む0から25m³までの水量は、それぞれ20%以内の改定率に抑え、生活困窮者だけでなく使用者全体に配慮しています。

本市の現状として、地方公営企業法適用初年度である令和元年度決算において赤字となり、その解消が急務であることは下水道課だけで認識している課題ではなく、監査委員から指摘を受けており、市として真摯に向き合わなければならないと考えています。さらに、これ以上経営改善を行わずに欠損金が累積すると、緊急工事等への対応ができず、一時的に下水道が使えなくなることもあります。市民の皆様がこれからも安心して下水道を使用できるよう、適切な維持管理が必要です。

これらのことから、事務局がお示しした令和4年7月改定、平均改定率25.59%で進めていきたいと考えていますので、御理解をいただければと思います。

須田課長

補足説明をさせていただきます。資料1-2裏面、③税金のうち、市税の納付状況の項目を御覧ください。所得の種類は、国税の分類と同じで10種類ございます。資料には主に生活や就労に影響のある3種類を抜粋しました。そのほかに、不動産所得、利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得、山林所得、退職所得、雑所得があります。左の総所得金額等は、これら全ての所得金額の合計です。表にある3所得の合計ではございません。

続いて本市の新型コロナウイルスのワクチン接種状況についてご報告します。接種券は6月14日までに65歳以上の1万8,871人に送付済みでございます。接種の状況は、6月20日現在、1回目で9,442回、約50.48%の方が接種しています。2回目は3,730回、約20%の方が接種を終えています。7月中には希望者全員が接種可能です。1週間当たり、2会場で3,100回接種し、市内の診療所25か所が7月より本格的に接種が始まり、1週当たり4,000回を目指しています。60から64歳、基礎疾患、高齢者施設等の従事者は、7月上旬に接種券を送付し、中旬から接種を開始いたします。59歳以下は7月中旬以降に接種券を送付する予定です。

次に県内自治体の下水道使用料の改定状況について、3市ほど情報を得ていますので御紹介させていただきます。

まず海老名市についてですが、昨年度答申を受け、3月に条例改正をして令和4年4月から施行いたします。改定率は10%となっております。

続いて南足柄市ですが、既に答申を受けて議会への提案を保留していましたが、議員からコロナと分けて考えて整理すべきとの指摘があり、9月議会提案に向けて検討を開始したとのことです。施行につきましては、令和4年3月1日または4月1日を予定しているとのことです。改定率は16.13%。

隣の鎌倉市ですが、3月に審議会へ諮問いたしまして、改定率16%、使用料単価は150

円を目標にしています。令和5年4月1日施行の予定です。鎌倉市の経営戦略では、10年間で3回の改定を予定していて、審議会委員もこれを承知しているということです。

最後になりますけれども、下水道使用料改定は、将来に向け持続可能なサービスを提供するため、下水道施設の維持管理及び整備に向けた財源確保には大変重要なものであり、我々も責任を負っています。何とぞ諮問内容に御理解、御協力いただき、御答申をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

小曾職務代理

前回の審議会における確認と質問について事務局の回答をいただきました。田村委員から2点ほど前回の審議会で質問がありました。今の事務局の回答について、何かありましたらどうぞ。

田村委員

まずはこれだけの資料をそろえてくださってどうもありがとうございました。見たところ、逗子市民は頑張っているんだなとか、大きな税収減になっていなかったり、生活困窮者、生活保護世帯が大幅に増えたりしていないということが分かって、ちょっと安心いたしました。事務局の方々もおっしゃっていますが、困っている方が若干いらっしゃるのとは確かであって、ただそれが大きな割合を占めるわけではないということで、この数字をどう捉えたらいいのかなと考えたときに、この数字をもって値上げの時期をずらすとか値上げをやめるとかそういう判断ではないのかなと思いました。これはこれで受け止めて下水道の使用料を上げないことのほうが大きな影響が出るというふうに捉えて、この計画を淡々と進めて、一方で実際にいらっしゃる生活困窮者の方々のためのサポートを手厚くするというのが現実的なのかなと感じました。

もう1件、経費回収率の指標について、先ほど事務局から御説明いただいたように令和2年度の数字を使うのが妥当なのかなと思いますので賛成です。以上です。

小曾職務代理

ありがとうございました。あと今日欠席されている会長からの質問には事務局から先にお答えいただいたと思います。

それで、私から2点、生活困窮者あるいは住民税非課税世帯についての回答もいただきました。最後にこれは最初からずっと私が申し上げているんですが、今このタイミングはどうなのかと。値上げは将来に下水道行政のことを考えれば、やむを得ないという意味においては、委員全員のコンセンサスは得られると思います。現実に異論はないと思いますが、ただ、期限を切って、いつから値上げしますということについて記するのは先送りすべきでは。値上げの必要性については十分、審議会等々で理解できるが、その時期については拙速すぎるんじゃないかと思っています。この点が審議会で一番の肝でございまして、いつから値上げするのかと値上げの幅ですね。それで、連日の報道でも御存じのとおり、コロナのインド型がまた蔓延し始めている。このままいくとあと数週間で東京都の感

染者が1,000人超すんじゃないかということです。逗子市内の困窮世帯の説明はありましたが、これは日本経済全体のこととリンクします。まして神奈川県感染者数というのはずっと東京に次いで全国2位で、この感染者の余波はじわじわとボディーブローのように市民の生活と健康に対する重大な脅威になってくると思います。値上げの必要性については感じつつも、今申し上げたような値上げ時期等については再度明記を見送るべきではないかというのが私の考えです。

これについて小日向委員、何か御意見あればお願いします。

小日向委員

コロナが落ち着いてからといっても、いつになるか分かりませんよね。下手したら来年も駄目かもしれないという状況で、オリンピックをやったら絶対患者数が増えます。入院も増えるだろうし、きりが無いということになるんじゃないかなと思いますね。だからやっていいというわけではないんですが、半年、1年ぐらい先というようなことはいいのかもしれませんが、落ち着いてからという表現は厳しいんじゃないかなと思います。そうしないことには、値上げができないということになっちゃいますからね。

小曾職務代理

確かに、先のことは誰も分かりません。今までの経緯を見ても、オリンピックをめぐる国の方針が右往左往していたという、あの醜態ぶりを見ても、誰も分からない。だからどうなんだという話ですよ。

小日向委員

コロナのことは確かに焦眉重要だけれども、期限を切るということとはできないんじゃないかなと思います。だから、落ち着いてからという表現がいいのかどうかというところだと思いますね。

小曾職務代理

落ち着くというか、終息した場合です。

小日向委員

終息はしないんじゃないかなという気がしますけどね。

小曾職務代理

太田委員、いかがでしょうか。

太田委員

私がちょっと伺いたいのは、これまでの審議会でも御説明があったかと思うのですが、令和元年度に公営企業会計に移行して出た赤字の処理は、どうしているのでしょうか。年度の収入よりも支出が上回っているということなのでその赤字の分は何かで埋め合わせをしなければいけないと思うんです。それはどうしているのでしょうか。

小上馬係長

会計上は、赤字の分はそのまま欠損金となっていて、何も処理、処分をせずに翌年

度に赤字のまま持ち越しています。言葉で言いますと累積欠損金という形で赤字が積みれている状態になってございます。今後料金改定で使用料収入が増えてくれば、それをもって赤字分を補填したいというように考えていますので、今は何もしてないで赤字を累積しているという状態になります。令和2年度についても、決算調製しているところなんですけれども、同じように赤字になり欠損金が出ますので、元年度のものにプラスで2年度の分も積み上がってくる。料金改定がされるまでは、そのまま累積の欠損金として積み上がり続けるというような想定になっています。

太田委員

そうしますと、現時点では資金ショートはしてないということですよ。このままいった場合、将来的にはどうなるのですか。

小上馬係長

このままいってしまえば将来的には、当然回せる現金がなくなってしまいますので、現金ショートして事業が成り立たなくなり、何か工事があっても修理できないというような状況になってきます。

太田委員

もう1点伺いたいのは、今のこの時点で、料金改定の時期を決めない場合に、どういった弊害があるのでしょうか。

小上馬係長

今の話と関連なんですけど、今回、令和4年度に改定をさせていただくということで諮問させていただいたものは、10年以内に累積欠損金がゼロになるということも目標としていますので、もしその改定期期が後ろになればなるほど、累積欠損金が増えてしまう。そこへ積み上がりが大きくなりますので、それが解消されるには、それなりに年数が延びてしまうという形になります。その間に、先ほどの話と同じなんですけど、何か緊急工事とか現金が必要なようなことができたときに、対応ができなくなってしまう可能性というのが出てきます。

芳垣担当部長

会計上、今の話になります。もう1点は市の考え方ということになるんですけど、昨年、企業会計に移行して、ある意味、初めてここは赤字というのが見えました。大体1億3,000万強なんですけど。毎年9月頃に市では前年度の決算を行っています。そちらで監査委員から、これは既にこちらでも御報告させていただいておりますけれども、早急に赤字を解消するようにと監査委員から意見書を出されております。我々としては当然それに対応していかなければいけないという立場になりますので、そういう意味では私どもとしてはやはり時期を明示した上で、いつまでに使用料改定して経営改善に努めますといったような形で取り組んでいきたいというのが市の考え方ということになります。

小曾職務代理

よろしいですか。

太田委員

はい。

小曾職務代理

田村委員、今までそれ以外で何かありますか。特に改定時期の問題があるかと思いますが。

田村委員

今伺っております、改定時期を、今、令和4年7月にしております。それでできればそれにこしたことはない一方でこのオリ・パラの影響や、コロナの状況がこの後どうなっていくかが不透明なままであり、いつまで延ばすのかということになると、一つ、下水道事業上の重要なことで、2025年以降に国の交付金を受けるためには、何かしらの手だてを打っておかなければならないということを考えると、そんなに先延ばしもできないだろうと思います。一つの意見ですが、ある一定の時点、令和4年7月改定を目指しているのであれば、せめて3月ぐらいの時点で一度、今回資料1-2で出していただいたような数字をもう一度出して、今の時点であらかじめ基準の数字を決めて、これ以上悪化していたら改定時期の見直しをもう一度考えるというような条件付きとしておくのもどうかと思います。

須田課長

審議会の答申としましては、付帯意見ということがつけることができます。例えばですけども、基本的には料金改定は、諮問のとおり認めると。ただし、こういう点については留意してくれとか、注意してくれとか、守ってくれとか、そういった意見をつけることができます。ですから、意見をつけていただくことも一つの方法かと思います。また、委員改選がございまして、その経過というのもございまして、同じ案件で2回、3回とメンバーが変わって審議するよりも、このメンバーで同じ環境のもとで判断をしていただく方がよろしいかと思います。

小曾職務代理

今のおっしゃった付帯意見というのは、実態的に答申案に対してどの程度拘束力があるんですか。

須田課長

実態的には、内容にもよりますが、それは事務局としては、尊重して受け入れます。あまり無理な付帯意見というのは対応できませんが、可能な範囲内のもは当然守っていきます。

小曾職務代理

今の最大の論点は値上げの時期なんですよ。その値上げの時期について、付帯意見があった場合に、その値上げの時期についての付帯意見が答申書全体にどの程度の拘束力を持

つのかということなんです。単なる付帯意見だと考えるのか、それとも、こういう付帯意見があるから軽々には値上げの時期については打診できないよということなのかは重要で、単なる言葉の遊びで終わってほしくないなと思いますけど、いかがですか。

芳垣担当部長

非常に重要な御意見だと思っております、今、課長が御説明しましたけれども、付帯意見をつけて、仮に時期について、今後のコロナによる影響を見て、そこは慎重に判断しようという趣旨の意見が果たしたとしましたら、それは我々としても、それを無視して当初の予定どおり進めますよということではないです。あくまでも付帯意見という形になっても審議会の答申としていただくものになりますから、市としてそれは最大限受け止めさせていただいた上で、今後の状況を見て、そこで改めて時期については、例えばですけれども、今後の経済や社会情勢が落ち着いてくれば、予定どおり、あるいは冒頭説明しましたが、むしろもっと状況が悪くなってしまうと、それは見直しということももちろん考えなければいけないと思っていますので、言葉の遊びということでは決してなくて付帯意見としてついたものはそこはきちっと受け止めさせていただいて、対応はさせていただくということになります。

須田課長

この審議会で付帯意見が出ましても、ここですぐ値上げが決定ではなくて、最終的には市議会の同意を得ないと改定はできませんので、審議会で付帯意見が出たときに、議員から、例えばこの付帯意見、こういうふうにあるけれども、値上げ時期について、どう決定したのかという、経緯が求められると思います。その意見が適正ならば条例が可決されるでしょうし、不適切なら否決されますので、あくまでも付帯意見について、それが言葉の遊びであって、すぐ料金改定が決まってしまうということではございませんので、一度議会の議決を得なければいけない。これが一番大きなハードルだと思っています。

小曾職務代理

分かりました。今の点で何かありますか。

小日向委員

田村さんのおっしゃる方向じゃないですかね。要するに、付帯意見として、いつを目途にという例えば今年度末という表現をつけた上で同意するという方向しかないのかなと思います。コロナはいつ収束するかわからず、もっと悪くなる可能性もあるわけだから、そうするとどこかで期限を区切って、その時点でもう一度諮るというような付帯意見をつけるしかないと思います。

須田課長

コロナに感染するから使用料改定をしないということではなくて、予防接種を打つことによって感染しても症状が抑えられていくとか、接種率の進み具合ということもあると思います。インフルエンザのように接種率向上によって段々と症状も改善していくというこ

ともありますので、コロナ自体が収束するかどうかというところ、インフルエンザも終息しませんので、症状は改善されていっても、そういったことは続いていく可能性も十分あります。そこは外していただいて、経済に与える影響というところでの判断でお願いしたいと思います。

小曾職務代理

付帯意見の表現は難しいですね。何を言ってるか分からないというような付帯意見じゃ困るので市民の皆様が一目瞭然でこういう条件がついているのかということではないと思います。今の田村委員の意見は、値上げするかどうかを含めて期限をつけて、そのときにもう一回判断するというところでよろしいですか。

田村委員

あまりにも状況が悪くなってしまった場合には、値上げの時期を遅らせる場合に、例えばそのまま3年後まで値上げできないとなったときに、今と同じ値上げ率で賄えるのかといったら、そこは見直しが必要かもしれないので、何年たってもこの値上げ率は変えませんがという表現も難しいだろうと思います。イメージとしては、できればこのまま令和4年7月までこの状況があまり悪化しないようであれば、いけます。ただし、生活保護世帯数や市民税の納付状況などが明らかに悪化していることが目に見えた場合に、値上げの時期を遅らせる。半年なのか1年なのか、その値上げの時期と値上げ幅の再検討を行うというような条件になるのかなというイメージです。

須田課長

現在市では、従来から困窮されていた方もいらっしゃいますけれども、新たにコロナで困窮された方に対しても、様々な支援を今まで福祉で行っています。企業にも国が持続化給付金を支給したりとか、雇用調整金を出したりして雇用を確保していますので、経済が悪化していけば、さらに市を含め国も何らかの政策によって悪化した方についての救済手段というのは設けられていくと思います。当然そういう方は、下水道使用料が上がったから困窮になるわけではなく、コロナの影響によってなるわけですから、その辺も含めて付帯意見になってくるかと思います。

小曾職務代理

ちょっと今まで付帯意見について議論してきたんですが、一応今日は出席4名の意見を総合的にまとめていただいて、こういう情勢下で答申案とはいえ柔軟に対応し、社会情勢や経済情勢が厳しくなったら、値上げの時期、幅について再考するという意味を盛り込んだ内容に付帯意見をしていただければなと思います。

須田課長

今、会長が来られましたので、会長のほうに事務を引き継ぐんですけども、今までの審議状態というのはよろしいでしょうか。

鎌田会長

今、一応御説明はいただいて、簡単には御報告をいただきました。

須田課長

コロナによる経済情勢の影響で、どれだけ市民生活に影響があるか分からないので、付帯意見ということで、いろいろ案が出ておまして、この辺を盛り込めないかという状態でございます。値上げについては何らかの期限をやはり示していかなければいけないということでお話が進んでおります。

鎌田会長

今、どなたか御意見されている状態だったんですか。

小曾職務代理

答申案に盛り込む付帯意見について、どういう内容にするかというより突っ込んだ議論をしていて、いろんな社会経済情勢も踏まえながら柔軟に対応していただくというような形で、値上げの時期あるいは幅について検討してほしいというところまでできました。その後の議事進行については会長によろしくお願いします。

鎌田会長

今、事務局からお伺いしたところだと、御説明については、私も事前にお伺いをしていて、皆さん御理解いただいたというところですけど、やっぱり付帯意見をつけたほうがいいというところでそれに関して皆様方からももう少し意見をいただいて、どういう形で付帯意見をつけるのかということをとりまとめないといけないと思うんですが、いかがでしょう。付帯意見をつけるというところは、皆さんの御意見でよろしいですか。

小曾委員

付帯意見をつけるにあたり、その付帯意見そのものは実質的に答申案全体を拘束するものでなければいけないという議論もありました。ですから、付帯意見について、答申案全体の方向性を左右するものであると考えてほしい。

小日向委員

田村さんが最後におっしゃったことを、かいつまんでもう一度言っていただいたらどうでしょうか。

田村委員

令和4年7月に平均25.59%の値上げをするということで、基本的にはいくけれども、ただし今回資料1-2で示していただいたような目に見える状況があまりにも今後悪化していくようであれば、その条件で決行するというところを見直すという付帯意見をつけたらどうかと申し上げました。具体的にその表現をどうするかというのがすごく難しいかと思うんですけども、生活保護世帯の増加ですとか、市民税の納付状況が悪化するということが数字としてはとても分かりやすいと思われますので、その辺りをある一定の時点でもう一度見直して、必要あれば決行せずに再検討するという内容の付帯意見はどうかと思います。数字をどの程度設定するのかとか、再検討して何をどう見直すのかというのは、あ

まり流動的にしてしまうと事が進まなくなるので、その辺が難しいのかなと思います。

鎌田会長

多分お話は2つだと思うんですけども、1つはこの数字をちゃんと決めるというのが、どのくらいの数字にするのかというのがなかなか判断が難しいのかなと思います。もちろん今のお話ですと、それなりに有効性のあるものであるという御自身の御発言だったと思うので、そうするとその数字をどうするのかというところがまず一番難しいのかなと思います。また、見直しというのが料金改定をやめるのか、時期をどのくらいずらすのかということですよ。それがポイントになります。その辺は、ほかの委員の方は何か御意見ございますでしょうか。

小日向委員

目途として、何も付帯事項がつかなければ7月改定ということになるわけですよ。それで間に合うというところがどうかということをして市から聞いて、例えば今年いっぱいという表現にするのか、今年度中にするのかというような、分かりやすい時期に設定し、その時点で今いただいた資料プラス大幅にそれが悪くなった場合に見直すということなんじゃないですかね。今はまだコロナで、予防注射も終わってない状況ですから、分かりません。なので、期限を区切るとなると、やはり12月までとか3月までとか、そういう表現にせざるを得ないのかなと。その時点でもう一回延長するという事なら、それができるわけですから、そういう言葉遣いにしておかないとまずいということになると思うんですよ。

鎌田会長

私も数字を見させていただいて、そんなに変わってないなという印象で、皆様方の受け止め方はどうか分からないですけども、大幅にという表現でいいのであれば、それが良いのかなと思います。個別にその数字を決めるというのは、なかなか難しいと思うんですけども、大幅になのか、著しくなのか、若しくは新しくデータが出たときに前年度と比べてさらに悪くなっているのかとか、その程度だと思うんですが、今、大幅にということを行いました、そういう形でもよろしいですかね。

小曾委員

大幅というのは具体性があるようでないというか。

鎌田会長

ないですね。

小曾委員

正直言ってよく分からない。

鎌田会長

よく分からないと思います。ただ、一方で、これだけ数字を示してくださっている中で、それぞれについて指標を示すというのは、なかなか我々も難しいですし、市も今までそういうデータを出されてなくて、今回もこの審議会で議論になって数字を出されていて、例

えぼどのくらい数字が増えるかというのは難しいと思うので、そういう表現にならざるを得ないと思います。その部分である程度、きちんと判断できるものにする必要はあるのかなという気がします。それから、あとは取りあえず時期をずらすのか、もう一度検討を促すのか、その対応についてと、今のところは2点なのかなと思います。ほかに大幅にという話以外に、何かございますか。

小日向委員

資料1-2にある社会生活のところで、数字がはっきり出ているんですよ。つまり、生活困窮者支援制度に関する新規相談受付数というのだけが令和元年度と令和2年度では全く違うわけです。72が174で倍以上になっている。そのほかは生活保護世帯の数は令和元年度よりも令和2年度のほうが減っています。そうすると、数字が明らかに悪くなっているというのはそこだけで、ほかの市町村がどうなのかというのは、ちょっと勉強不足で分かりませんが、逗子の場合はそう悪くないと見えちゃうわけですよ。数字で見るとということになると悪くなっているのはそこだけなので、そういうことを見るしかないのかなと思います。

須田課長

今の生活困窮者自立支援事業の相談件数について、社会福祉協議会にヒアリングをしまして自分がコロナで収入が減っているなどの場合に、どういう制度があるかよく分からないという相談に対して各種支援制度の紹介をしたり、給付金や例えば生活保護の申請の案内とか、そういった制度の取り次ぐようなことで件数が増えているというところでございます。

鎌田会長

今の事務局の説明は、必ずしもそれは生活困窮に直接つながっているわけではなくて、いろんな制度の説明も含めて相談が増えているということなので、必ずしもそこを指標にしてというのは難しいということです。

須田課長

そうですね、一つの指標にはなりませんけれども。

鎌田会長

全部が全部生活困窮によるものかということ、そこはなかなか指標的には難しいということですよ。

須田課長

そうですね、人によって困り方がまるっきり違いますので、その内容に応じて社会福祉協議会のほうで制度や行政機関を案内しているという状態です。

鎌田会長

はい、どうぞ。

田村委員

先ほど私が数字を決めてと申し上げたことが発端になっているかと思います。明らかに生活が困窮しているかどうかを判断する指標としては、やっぱり相談件数とかではなくて、生活保護世帯とか税収というのが確かな数字なのかなと思います。相談した結果、いい解決方法が見つかれば、それはそれでサポート体制が充実していて、どうにかなるのであればいいと思います。今の逗子の状況を拝見しますと、会長と同じように私としては逗子市民は結構頑張っているんだなという印象があります。サポート体制をしっかりとって、今後悪化していったとしても、サポート体制の充実で済ますことができるのであれば、使用料改定を進めて問題はないのであろうと思われま。なので、この表現としては「大幅に悪化」「著しく悪化」といったような表現にして、逆に曖昧さを若干持たせたほうがいいと思います。そのときにサポート体制で賄えるような程度なのか、これはまずいよねというほど悪化しているのかというのは、今の段階で明らかな数字を出しておくのは難しく、かえってそれが足かせになって、わずか0.1%を超えたことによって進められなくなる可能性も出てくると思いますし、その設定した数字が確実に自信を持って出せる数字かという、これまでの前例もなく、ちょっと難しいのかなと思うので、「大幅に」とか「著しく」というのが適当なのかなと思います。

須田次長

今、田村委員がおっしゃるように、いろいろとあったんですが、逆に言うと、指標を具体的に示すことが難しいし、その指標を合意がなければ、この7月改定でいいんだということになってしまいます。それよりも、恐らく最終的に議会に改定案を提案する市長としては、この私的諮問機関である審議会から最終的に決定する場合には、きちっとこういう指標の動向も見据えて注視をした上で決定するとともに、生活困窮者に対するサポートについては、この使用料の改定にかかわらず、市全体としてのサポートをしっかりと取り組むべきであると、そういう恐らく付帯意見のほうが、やらなければいけないという義務が出てきますので、いいのかなという御指摘だと思うんですね。そうすると、議会に出たときに、ここにある付帯意見について、きちっとサポートしているのかと、最終的にその動向をどう注視したのかというところと、使用料の値上げとは別に、市としてはそこはどうなっているんだというところが審議されますので、そういうような意見がつくと、きちっと経過を見ざるを得ないという気がいたしますので、そんな付帯意見にすることもあるのかなと思います。

鎌田会長

このお話は、元々は田村委員の御意見から出ているということによろしいでしょうか。

田村委員

と申しますか、前回出た疑問、質問に対する回答について、大まかで納得しましたが、改定時期については本当にこれでいいんだろうかという疑問だけが今日の審議会で残りまして、それについてどう対応するかということで。

鎌田会長

そこで指標をちゃんと入れてという御意見ということで、今のやりとりの中で、具体的な指標をきっちりこの場で決めて、数字がいくらというのは難しいので、田村委員としては大幅でいいんじゃないかというような御意見ということですね。

田村委員

そうですね、ただ、その指標を決めて、この生活保護世帯数と、例えば私の意見では税収なんですけども、その2つの指標を、須田次長がおっしゃったように、経過観察というか、今の時点で決定ではなくて、もう一度チェックをしてはどうかと思います。

鎌田会長

では生活保護世帯と税収の2つということでもよろしいですか。事務局から意見があったように、それが減っていなければ、例えばほかに指標が出てきても、結局今の御意見にあるように、これはあくまで諮問に対して答申の話で、それとは別に、また議会でもいろいろ議論が出てくると思うので、そのときに生活困窮に関わる指標というような形にしておくと、例えば事務局ではお示しをされていないようなものが情報として出てきて、それが著しく悪化しているという話であれば、そこは議会として議論の余地もあるのかなと思います。市がそういう情報を隠していられるという話ではないですけども、今回我々がお願ひして、出せるものはきっちり出していただいて、現状ではそんなにひどく悪化していないのかなという認識なので、今おっしゃられた生活保護世帯の数とか、そういう具体的なもので縛るよりは、困窮者に関わるような指標をモニタリングして、というぐらゐの表現が付帯意見としてはいいのかなと思うんですが。

小曾委員

生活に困窮しているというのは、具体的な項目だけでなく、日々の生活を送る上で苦しいとかそういう生活実感に伴うようなものも当然入ってくるわけです。指標として集合化できないような福祉施策があるんですよ。こういう網に引っかからない困窮具合や困窮世帯も当然あるし、またその網に引っかからない層が恐らく圧倒的に多いと思います。だから、この項目とこの項目だけと見ると、全体を見誤ってしまうような心配があります。要するに数字でがちがちに決めるんじゃなくて、その辺は柔軟に、臨機応変に解釈できよう余地を表現上残しておいたほうがいいのかなと思います。

鎌田会長

趣旨は、生活困窮の可能性のある方々に十分配慮してくださいということですね。それが指標をちゃんとモニタリングしてという話なのか、生活困窮者の方に十分配慮してフォローをするという表現なのか。せっきく指標を出されたなら、今お示しいただいたものだけでなく、関連する指標をしっかりモニタリングして、生活困窮者に十分に配慮してほしいという趣旨の付帯意見をつけるということなのかなと思うんですが。

小曾委員

生活困窮者というか、今現在生活に困窮している人はもちろん、近い将来生活に困窮するかもしれないという人だって、こういう世の情勢だから相当数いるんじゃないですか。だから、広い視野を持って見ていかないと、例えば今日現在で生活に困窮している人が何人かって考えるか、それとも来月あるいは再来月になって生活に困窮する心配がある人はどのくらいいるかとか、それでも全然、ある意味論点が違うじゃないですか。

小日向委員

だから、今上がっている数字だけを見ると、そう悪くないように見えちゃうんですね。逗子市の生活困窮者が増えているわけでもないし、かえって減っているところもあるということなので、今の状況だけを見ると、悪化しているのがあまり見えません。明らかに数字が増えているのは相談件数だけだから、表現をするのに非常に難しくなっています。

鎌田会長

ここで皆さんが今回事務局からお示しいただいた数字に関して、今のようにな悪化してないという共通認識があるのであれば、数字は広い意味でちゃんと生活困窮者に十分配慮をしてくださいという趣旨の付帯意見でもいいのかなと思います。

須田課長

情報提供ですが、私どもこの数字を聞き取るのに、各所管に当たって、生活保護世帯があまり変化ないがどうかと聞いたところ、葉山、鎌倉、逗子ではあまり増えておらず県央は増えているなど地域によってそれぞれの世帯収入に差があり、比較的鎌倉、逗子、葉山あたりは所得が高い方が多いんじゃないかと聞いております。

小日向委員

御商売されている人は相当落ちていることは確かだから、商工会あたりから数字をもらうと、全然悪くなっていると思います。これは困っているというだけの数字だから難しいですよ。

田村委員

営業所得に反映されてきますでしょうか。まだ未申告が1,000件くらいあるということなので、数字が出てくると、ひょっとしたら営業所得はものすごく悪いという可能性もありますよね。

須田課長

その1,000件も既に申告があり、期限後の申告のため入力はまだ間に合っていないということですので、今入力ができている営業所得の数字は1件当たりの平均額が増えている。

小曾委員

さっき言ったように、こういう統計的な数字に現れない困窮している、あるいは将来困窮する恐れがある層をすくい上げるというか、そういう人たちに対する想像力を働かせるということが必要じゃないのかなと思います。

今、鎌倉、逗子、葉山は裕福な家庭ばかりだとおっしゃっていましたが、非常に誤解を生

む発言です。果たしてそうなんだろうかと思います。だから、いつでも値上げして問題ないという話になるじゃないですか。そうすると、審議会の議論は必要ないじゃないですか。今はそうじゃないでしょと言っているんですよ。

須田課長

確かに生活困窮されている方というのはいらっしゃるかと思います。コロナの影響で生活困窮になったという方もいらっしゃるかと思います。市の個別の支援制度というものは、国を含めまして行っており、今後も当然継続されていくということでしょう。生活困窮を理由に下水道使用料の改定が否決されてしまうかということとそうではなく、福祉制度での支援がしっかりなされているということだと思っています。

小曾委員

ですから、値上げの必要性については、コンセンサスがあります。だから、値上げ時期と幅、タイミング、それを付帯意見の中にどういう表現で盛り込むかということで議論しているんです。だからこういう統計上の数字ももちろんいいんだけど、将来に対する経済不安あるいは将来に対する困窮不安を盛り込んだ形の付帯意見にしてほしいということです。さっき委員がおっしゃった著しく生活が悪化しているということは、例えばこういう統計で相談件数が倍にならない限りは、現状どおり値上げしちゃうんだということに受け取られちゃうと、それもまた非常に困った話になります。こういう統計上に現れない部分に対する想像力というのは、絶対必要なのかなと思います。

須田次長

小曾委員のおっしゃることはすごいよく分かって、数字に現れない部分というのが確かにあります。一つ考え方としては、事務局から今回示された指標だけに捉われずに社会経済情勢を判断して最終的に改定率などを決められたいという意見をつけて、さらに当然改定時期においてもコロナの状況は完全終結はしてないことが考えられるので、改定したとしてもそういう状況を踏まえた見直しなどを検討されたいとか、そういうのを手厚く意見として出したらどうかと思います。そうすると、かなり包括できるかなという気がいたしますが、いかがでしょう。

鎌田会長

事務局からのあくまで意見ですが、皆さん、いかがでしょう。私も最初のところはフォローできていませんが、あまり数字に縛られると今のような話も出てくるし、数字自体が今回お示しいただいたところなので、あまりそこで縛るのも難しいし、小曾委員から見えない部分もちゃんと想像力を働かせてというお話もありましたので、改定されてもその後、しっかり状況をモニタリングして、生活困窮者の相談やフォローしていただきたいという趣旨の付帯意見は必要なのかなと思います。

あと、時期に関しては、ちゃんと社会経済情勢を確認、注視して、今お話にもありましたが、値上げに対してのコンセンサスは得られていると思うので、そこをきちんと注視し

て決定いただきたいというような話であれば、状況に応じて今後議会なりで対応いただけるかなと思いますので、その辺のことを入れるということでもよろしいでしょうか。

それからこの審議会の中でずっとあったこととして、説明を聞いた我々は逗子市の下水道の状況がよく理解できていると思うんですが、そうでない方々はなかなかその状況が理解できずに、なぜ値上げするんだという話も出てくるかと思います。その辺の説明についてきっちりしていただくという辺りは、追加する必要はございませんか。委員の方は何となく状況を理解して、上げたくはないけど状況を考えると上げざるを得ないし、コロナの状況があるけどということで、コンセンサスは得られていますけど、そうでない市民の理解はなかなか得られないのかなというところもあります。そこは皆さん、御意見いかがでしょうか。時期の話と、それから生活困窮者以外にも付帯意見をつける必要があれば、つけてもいいのかなと思いますが。はい、どうぞ。

小日向委員

一番いいのはNHKとか新聞社がやるようなきちっとした調査だと思うんです。それは下水道課だけがやることではなくて、市全体で把握したいというようなことで、質問を10個とか20個とか作って、それで不特定多数の人に電話インタビューするとか、手紙を送ってその回答をするとかいう形でやれば誰もが納得する数字が出てくると思います。それを今からやるということが難しいのであれば今、会長がおっしゃっているような方向しかないのかなと思います。

鎌田会長

付帯意見はそれなりに重いものだと考えていますので、議会もそれは無視できないと思います。そういうことを踏まえて周知徹底というか、なぜコロナ禍でという話はずっとこの審議会の中でも議論になっていましたので、危機的状況であることはきっちり説明をした上で、時期の話と生活困窮者のフォローについてしっかりするという、その3つぐらいは私としては付帯意見として入れるべきことなのかなと思います。説明に関しては特に必要ないという話であれば時期の話とそれから生活困窮者への対応でいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

田村委員

この後、パブリックコメントなり住民説明会などで市民に対してはきめ細やかに対応するというふうに事務局のほうでおっしゃっていますけれども、それであえて付帯意見として入れるものなのですか。

鎌田会長

きちんとしてここで皆さんが十分納得されて、広報もかなり工夫されて我々がここでしゃべったことは実行していただいているので、わざわざ無理に入れる必要は全くないと思います。ただ、議論の中でこの話は何度か出てきていますので市民の皆さんに御理解いただくというところで、入れる必要がないということでしたらいいと思います。そこで皆さん

の御意見どうか伺いたかったのです。

小曾委員

今こうやって議論していた付帯意見の内容というのは一番重要なので、それを一般の市民の方に開示するというのは当たり前の話です。付帯意見の内容というのは余計な意見ではなく、肝なのだから。

鎌田会長

そうすると、この周知の話も入れられたほうが良いということですね。

小曾委員

もちろん。

鎌田会長

ここは皆さんの御意見がどうかというところで、十分に審議会として今まで事務局にお答えをいただいているというのであれば、あえて入れる必要はないと思います。

須田次長

これは意見ですが、恐らくこの審議会では戦略を作る段階から逗子の現状というのは御理解いただいておりますが、説明会に来る一般市民の方には逗子の下水道が今、こんな危機的状況というのはなかなか伝わってないと思います。なので恐らく言われるのは、何で今上げるのというのと、来年7月では早くないかというまさにそこなので、そのためにもきちっと、この時期にこのくらい上げなきゃいけないんですという、それくらい逗子の下水道は危機的状況なんですというのを主張しないとイケないと思っています。それを意見として入れていただくというのは、こちらにとってもいいのかなという気はしております。

鎌田会長

これは事務局の意見なので、そこは参考程度でいいのかなと思いますが、それをやったほうが事務局としても説明がしやすいということで、その点も考慮して入れるか入れないかということだと思います。特に入れないという御意見がなければ、料金改定の時期というお話、それから生活困窮者への対応という話と、それから現状となぜこの時期に上げるのかという、その3点について付帯意見をつけるというところでよろしいでしょうか。ほかにも追加でということがあればですが。生活困窮者に関しては、今、御議論あったように、数字に縛られるのではなく生活困窮者への配慮を十分にすることと、改定後もきちんとモニタリングを続けて適切な対応を行うというところかなと思います。このような趣旨でよろしいでしょうか。

(「いいと思います。」の声あり)

それでは、提示する答申案と、それから付帯意見については、今お話をされた3つをつけていただくということで、詳細な文言等については会長と事務局に一任をいただくということでよろしいでしょうか。必ずこれはというのがもしあればですけどよろしいでしょうか。

では、3点を付帯意見とするということで、答申に関しては料金の改定について進める方向で御了解をいただいたということにさせていただければと思います。

ほかに何か御意見ございましたら、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、ほかにないようであれば、審議事項はこれで終了ということにして、事務局のほうにお戻しをしたいと思います。

須田課長

どうもありがとうございました。付帯意見等、事務局と会長で本日の議論を踏まえて内容を検討したいと思います。今後とも皆様の多大なるお力添えをお願いしたいと思います。次回の開催は、令和3年7月20日、10時からということになっておりますので、そのときには付帯意見の案というものを皆様のほうに御提示をできればと思っております。ありがとうございました。

須田次長

1点だけ追加させてください。今日の内容をもとに、付帯意見の案の案というのをまとめていきたいと思うんですけど、今日の中で言い忘れたとか、これを付帯意見として足したほうが良いということが出てくると思いますので、もしそういうものがあれば事前に数日の間に案をまとめたものをお送りしますので、それに対するさらに追加案の修正というのを事前にいただければと思います。

鎌田会長

では、私と事務局のほうでちょっと案を作らせていただいて近日中に皆さんにはお送りをしますので、それに対して御意見をいただいて20日には確定案をとということですので、何か御意見があればそこで御意見をいただくということでもよろしいですか。

須田次長

承知しました。

鎌田会長

では、よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。